

経済産業省における周知・広報活動 (平成27年度)

平成28年1月26日
経済産業省

経済産業省における周知・広報活動

従来の周知・広報活動

ポスター作成

パンフレット・リーフレット作成

経済産業局における家電リサイクルプラント見学会



消費者に対して実施したアンケート調査等(平成26年度)の結果から以下のことが判明

いわゆる義務外品を始めとする廃棄のみの場面においては、家電リサイクル法等の適正なルートを知らないと、不用品回収業者など手近なルートへ排出される。

これにより、不法投棄につながり、それが環境問題等につながるものが少なくないということを知り得て、驚いたとする結果が得られた。

➡ 廃棄のみの場面において、家電リサイクル法等の適切なルートを遵守することの重要性について周知する必要がある。

経済産業省における周知・広報活動

平成27年度周知・広報活動

動画「経済産業省 3分アニメでわかる家電リサイクル法」を作成し、YouTubeにおいて動画配信(平成27年9月30日～)

経済産業省HPに特設ページ「家電4品目の「正しい処分」早わかり!」を掲載し、本動画もUP(平成27年9月30日～)



製造業者等・小売業者・引っ越し業者等の企業・団体、地方自治体等のHPに経済産業省特設ページのURLを貼っていただくよう協力依頼

リスティング広告・ネットワークディスプレイ広告の実施し、約2万人を経済産業省特設ページへ誘導(第1期:平成27年10月1日～、第2期:平成28年2月(予定)～)



リスティング広告

検索エンジンの窓に「テレビ」×「処分」など特定のキーワードを入れて検索すると結果画面に文字広告が表示される。

広告表示:35万回想定、誘導:2,650人想定

ネットワークディスプレイ広告

ネットワークで束ねられているWebサイト上の特定層に向けて広告が表示される。

広告表示:585万回を想定、誘導:17,500人想定

経済産業省における周知・広報活動

経済産業省特設ページのキャラクターを使用して、消費者への周知・広報活動を実施している例がある。

茨城県守谷市の住民向けチラシ

大手家電流通協会の店内掲示用ポスター

いらなくなった家電は『正しく』リサイクル

家電4品目の「正しい処分」早わかり

経済産業省

「無許可」の業者に引き渡すと、法を守った適正な処理の確認ができません。不法投棄、不適正処理、不適正な管理による火災などの事例が報告されています。

無許可業者はダメ

正しく処分しよう

私たちは家電リサイクル法に沿った適切な取り組みを行っています。

EDON | COOP | ケーズデンキ | Joshin | Itojima | ビックカメラ | コジマ | YAMADA | ベスト電器 | マツヤデンキ

大手家電流通協会 (2015年10月現在)

◇家電4品目(テレビ・冷蔵庫等)の廃棄方法について

「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」は、家電リサイクル法により排出者が料金を負担して、リサイクルすることとなっております。市での受付や収集、環境センターへの直接搬入は行いませんので、以下の方法を参照に、ご対応をお願い致します。

買い換える → はい → 新品を購入する店にご相談ください(引取り義務があります)

購入した店がわかる → はい → 購入した店にご相談ください(引取り義務があります)

※引取り費用等は各店舗にご相談ください

① 郵便局にてリサイクル料金をお支払ください

② 指定引取場所にお持込みください

ご自身持ち込み → 自分で持ち込む場合 → ○持込み先(近隣の指定引取場所)

＜リサイクル料金について＞
「品目」「メーカー名」「大きさ(テレビ・冷蔵庫の場合)」でリサイクル料金が変わります。

＜料金の確認方法＞
家電リサイクル券センター・ホームページ・電話(詳細は下記項目)・郵便局・リサイクル料金一覧表

◇「無許可」の回収業者を利用しないようにしましょう

守谷市の「一般廃棄物処理業許可」を得ずに市内で家庭ごみを回収している業者は違法業者です。
※「産業廃棄物処理」や「古物商」の許可を得た業者での家庭ごみの回収も違法です。
違法業者の利用により、トラブルに巻き込まれたり、不法投棄等に繋がる可能性があります。

システムに関するお問い合わせ先
0-319-640
市役所 生活環境課

<高額請求トラブル>

違法業者の可能性!

家電を無料で引取ります

トラック型回収・空き地型回収・チラシ型回収・Web宣伝型回収など

<不法投棄・不適正処理・不適正管理>

不法投棄や不適正な処理により火災や水質汚染(鉛の流出)などの原因となる

守谷市役所 生活環境課

はじめは「無料」を謳っていたが荷物を積み込んだ後で、「全てが無料でない」と言い高額の請求をされる

人気がない品物に高額請求されたり...

さらにそれが原因で不法投棄された...

各市町村における義務外品の回収体制のホームページと経済産業省特設ページとの連携を図り、消費者への周知・広報を図れるとより効果的